

「被災地応援ツアー」（福島県教育旅行復興支援事業）実施要領

27 公東観総企第 1002 号
平成 28 年 4 月 1 日
29 公東観地事第 16 号
平成 29 年 3 月 31 日改正
2 公東観地事第 16 号
令和 2 年 4 月 1 日改正
3 公東観地事第 35 号
令和 3 年 4 月 1 日改正
3 公東観地事第 1049 号
令和 4 年 4 月 1 日改正
4 公東観地事第 1713 号
令和 5 年 3 月 30 日改正
5 公東観地事第 2112 号
令和 6 年 4 月 1 日改正
6 公東観地事第 2275 号
令和 7 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 この要領は、「被災地応援ツアー」実施要綱（以下「要綱」という。）第 8 条及び第 9 条に基づき、「被災地応援ツアー」のうち福島県教育旅行復興支援事業の実施において必要な事項を定める。

（交付申請）

第 2 条 福島県教育旅行復興事業補助金の交付対象である宿泊を伴う教育旅行を実施する都内の学校（以下「学校」という。）、及び合宿を実施する都内の部活動等（以下「部活動等」という。）で本事業を活用したいもの（以下「申請者」という。）は、福島県教育旅行復興事業補助金の交付が決定したのち、速やかに別記様式 1 「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付申請書」に別表 1 に掲げる必要書類を添付して、公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）あて申請しなければならない。

(交付決定)

第3条 理事長は、前条に基づき行われた交付申請について審査し、内容が適正であると認められるものについて交付金額を決定し、別記様式2「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付決定通知書」にて申請者あて通知する。

(補助事業の変更又は中止申請等)

第4条 補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合には、福島県教育旅行復興事業補助金の変更申請が承認されたのち、あらかじめ別記様式3「福島県教育旅行復興支援事業補助金変更(中止)申請書」に別表2に掲げる書類を添付して理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 理事長は、前項の承認を行う場合は、別記様式4「福島県教育旅行復興支援事業補助金変更(中止)申請の承認について」にて申請者あてに通知する。

(実績報告)

第5条 福島県教育旅行復興事業補助金の交付請求が完了した申請者は、速やかに別記様式5「福島県教育旅行復興支援事業補助金実績報告書」に別表3に掲げる必要書類を添付して実績を報告しなければならない。

(額の確定)

第6条 理事長は、前条に基づき行われた実績報告について審査し、内容が適正であると認められたときには、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式6にて申請者あて通知する。ただし、補助金確定額が第3条における交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

2 前項により確定する交付すべき補助金の額は、要綱第8条の規定により算出する額又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第7条 前条による補助金額確定の通知を受けた申請者又は前条により通知を省略した申請者は、速やかに別記様式7「福島県教育旅行復興支援事業補助金請求書」により、補助金の請求をしなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第8条 理事長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、理事長は別記様式8「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書」にて申請者あて通知する。

(補助金の返還、違約加算金等)

第9条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に申請者に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の場合、申請者は、補助金の返金のほかに、第7条第2項において補助金を支払った日から補助金の返還日までの日数に応じ、補助金返還額に年10.95%の割合で計算した違約加算金を財団に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に理事長が通知するところによることとする。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 別記様式1「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付申請書」に添付する書類

- (1) 福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱（以下「福島県要綱」という。）における各様式（提出したもの）の写し
 - ア 福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類（福島県要綱別表第5）
- (2) 福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し
 - ア 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日付福島県規則第107号、以下「福島県規則」という。）第7条に基づく補助金交付に関する決定通知
- (3) その他
 - （教育旅行又は、合宿のうち要綱別表5(1)に該当する場合は、ア・イ）
 - ア 印鑑証明（公立学校は添付不要）
 - イ 法人登記簿謄本（公立学校は添付不要）
 - （合宿のうち要綱別表5(2)に該当する場合は、ウ・エ）
 - ウ 教職員等の場合：職員証の写し、又は在籍証明書
学生の場合：学生証の写し、又は在学証明書
在学（在籍）証明書は部活動等の代表者のもので、部活動等として認められる学校や大学が発行するもの
 - エ 住民票（その他公的証明書類の写し）（部活動等の代表者のもの）

(別表2) 別記様式3「福島県教育旅行復興支援事業補助金変更（中止）申請書」に添付する書類

- (1) 福島県要綱における各様式（提出したもの）の写し
 - ア 福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）及びその添付書類
- (2) 福島県教育旅行復興事業補助金の変更申請に関し、福島県から通知されたものの写し
 - ア 福島県規則第9条第3項に基づく補助金の変更に関する決定通知

(別表3) 別記様式5「福島県教育旅行復興支援事業補助金実績報告書」に添付する書類

- (1) 福島県要綱における各様式（提出したもの）の写し
 - ア 福島県教育旅行復興事業補助金実績報告書（様式第3号）及びその添付書類（福島県要綱別表第7）
 - イ 宿泊証明書（様式第4号、上記イに添付して提出すること）
 - ウ 福島県教育旅行復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第5号、提出した場合のみ）
 - エ 福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第6号）

- (2) 福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し
- ア 福島県規則第 14 条に基づく補助金額の確定通知（福島県要綱第 11 条に基づき通知が省略されている場合には不要とする。）